平成11年10月1日 制定

改正 平成20年3月21日 一部改定 平成21年12月11日 改正

平成26年3月31日 一部改正 平成30年9月10日 一部改正 令和2年5月7日 一部改正 令和5年7月20日 一部改正

令和6年2月29日 一部改正

成城学園ハラスメント防止宣言

成城学園は、全ての学生・生徒・児童・園児・教職員及びその他の関係者が個人として尊重され、お互いの信頼のもとで良好な教育・研究・就労・就学その他の活動ができる環境を維持し発展させていくことが重要であると考えます。

そのために、いわゆるハラスメントを防止するために万全の措置を講ずるとともに、成城学園の関係者に対しては、その必要性を周知徹底することに努め、万一、ハラスメントによる被害が発生したときには、個人の尊厳と人権を擁護するために、速やかに適切な対応と措置を執ることを、ここに宣言します。

成城学園ハラスメント防止ガイドライン

成城学園は、成城学園ハラスメント防止宣言に基づき、成城学園ハラスメント防止ガイドラインを 次のとおり定めます。

1. 定義

(1) ハラスメント (harassment) とは

嫌がらせ、いじめ、苦しませること、悩ませることなどの意味で、対人関係の場において、 不適切な言動により、個人の人格や尊厳を傷つけること、不利益を被らせること、不快感を持 たせることなどをいいます。

また、その言動が意図したものか否かを問わず、相手が不快に感じ人格や尊厳を傷つけられた と感ずれば、それがハラスメントとなることを理解し留意する必要があります。

- (2) 主なハラスメントの態様
 - ① セクシュアル・ハラスメント

本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、尊厳を傷つけられたと感ずるような性的発言や行動をいいます。セクシュアル・ハラスメントには、態様によっておおむね次の3タイプのものがあります。

- i. 地位利用型:先輩と後輩、教員と学生・生徒・児童・園児、上司と部下といった力関係を利用して、性的な誘いかけや、不快な言動を行うケース
- ii. 対価型:性的な誘いかけを受けるか受けないかによって、相手に利益や不利益を与える、 あるいは与えようとするケース
- ※ 環境型:わいせつな写真や画像を提示して、職場や教育環境を悪化させるケース
- ② アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において優位な地位や立場にある者が、その地位や立場を利用して学生・生徒・児童・園児に対して不適切な言動や指導を行うことで、学習・研究の意欲を阻害したり、 学習・研究の環境を悪化させたりすることをいいます。

③ パワー・ハラスメント

職場において行われる優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、労働者の就業環境が害されることをいいます。

- ④ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント 地位や職務上の権限において上位にある者や同僚からの発言や行動によって、妊娠・出産した女性教職員や育児休業や介護休業を取得した教職員の就業環境が害されることをいいます。
- ⑤ 性的指向・性自認に関するハラスメント 性的指向・性自認に関して人権を侵害するような発言や行動によって、相手に精神的苦痛を

与えることをいいます。

2. ガイドラインの対象と適用の範囲

このガイドラインは、学校法人成城学園並びにその設置する学校及び施設(以下「成城学園」 という。)の全ての学生・生徒・児童・園児・教職員及びその他の関係者(以下「学園関係者」 という。)に適用されます。

また、成城学園の外で生じたハラスメントであっても、実質的に成城学園との関連性があれば、このガイドライン及びガイドラインに基づいて制定される諸規則の規定が適用されます。

- 3. ハラスメントの相談
 - (1) ハラスメントの相談員

各学校(法人事務局を含む。以下同じ。)には、大学学長、中学校高等学校校長、初等学校校長、幼稚園園長及び法人事務局長が委嘱する相談員を置きます。

(2) ハラスメントの相談先

ハラスメントによる被害を受けたと思われるときは、速やかに前号の相談員に相談するよう にしてください。相談先は、自分が所属する学校や部局の相談員に限らず、自分が最も相談し やすい相談員に相談してください。

(3) 相談員の公表

各学校の相談員は、刊行物への掲載及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する等の方法により公表します。

4. 秘密厳守の原則と相談者への不利益への対処

相談員は、ことの性質に鑑み、ハラスメントの相談事項については、当然に秘密厳守の責を負 うものです。万一、相談事項について、当事者及び関係者以外の第三者に漏えいした場合は、就 業規則等に基づき処分の対象となることがあります。

また、ハラスメント被害についての訴えや相談について、相談者が不利益を被ることはないよう対処します。

5. ハラスメント防止委員会の設置(構成と役割)

学校法人成城学園と各学校は、成城学園ハラスメント防止宣言及びガイドライン第2項から第4項までに基づき、それぞれにハラスメント防止委員会を設置します。

ハラスメント防止委員会は、ハラスメントを防止するための広報活動及び研修を行うこと、並 びにハラスメントが発生したときの調査活動及び適切な措置を執ることなどの役割を担います。

- (1) 成城学園ハラスメント防止委員会の構成と役割
 - ① 構成
 - i. 委員長 学園長
 - ii. 委員 大学学長、中学校高等学校校長、初等学校校長、幼稚園園長、大学副学長、大学各学部長、法人事務局長、法人事務局総務部長
 - iii. 事務局 法人事務局総務部人事課
 - ② 役割
 - i. 成城学園全体のハラスメント防止のための広報活動に関する事項
 - ii. 成城学園全体のハラスメント防止のための研修に関する事項
 - iii. 複数の学校間に関わるハラスメントが発生したときの調査及び処分に関する事項
 - iv. 各学校のハラスメント防止委員が利害関係人となったときの調査及び処分に関する事項
- (2) 各学校のハラスメント防止委員会
 - ① 構成
 - i. 委員長 原則として大学学長、校長、幼稚園園長及び法人事務局長が務めるものとします。
 - ii. 委員 各学校の相談員を中心に、大学学長、中学校高等学校校長、初等学校校長、幼稚園 園長及び法人事務局長が委嘱するものとします。
 - ② 役割
 - i.各学校のハラスメント防止のための広報活動に関する事項
 - ii. 各学校のハラスメント防止のための研修に関する事項

iii. 各学校にハラスメントが発生したときの調査及び処分に関する事項

6. ハラスメント防止委員会規則

学校法人成城学園及び各学校は、成城学園ハラスメント防止宣言及びガイドライン第2項から第5項までに基づき、ハラスメントの防止及びハラスメントが発生したときの措置について適正に対処するために、それぞれにハラスメント防止委員会規則を制定します。

附則

このガイドラインは、平成20年3月21日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成21年12月11日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成26年4月1日から施行する。

附則

- このハラスメント防止宣言及びガイドラインは、平成30年9月10日から施行する。 附 則
- このハラスメント防止宣言及びガイドラインは、令和2年5月7日から施行する。 附 則
- このハラスメント防止宣言及びガイドラインは、令和5年7月20日から施行する。 附 則
- このハラスメント防止宣言及びガイドラインは、令和6年2月29日から施行する。